平成二十一年農林水産省・環境省令第二号

　愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律施行規則

　愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律（平成二十年法律第八十三号）第六条第一号、第九条第一項から第三項まで及び第五項並びに第十条の規定に基づき、並びに同法を実施するため、愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律施行規則を次のように定める。

（不特定又は多数の者に対する販売以外の授与に準ずるもの）

第一条　愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律（以下「法」という。）第六条第一号の農林水産省令・環境省令で定める授与は、特定の者に対する授与であって、次のいずれかの要件を満たすものとする。

一　当該授与に係る愛玩動物用飼料が販売の用に供されるものであること。

二　当該授与に係る愛玩動物用飼料が不特定又は多数の者に販売以外の方法により授与されるものであること。

（製造業者等の届出）

第二条　法第九条第一項から第三項まで及び第五項の規定による届出は、様式第一による届出書を農林水産大臣及び環境大臣に提出してしなければならない。

（届出義務の適用除外）

第三条　法第九条第一項の農林水産省令・環境省令で定める者は、販売（法第六条第一号に規定する販売をいう。）を目的としない製造を業とする製造業者又は輸入を業とする輸入業者とする。

（製造業者等の届出事項）

第四条　法第九条第一項第四号の農林水産省令・環境省令で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

一　製造又は輸入に係る愛玩動物用飼料が使用される愛玩動物の種類

二　当該愛玩動物用飼料の製造又は輸入の開始年月日

三　輸出用として製造又は輸入する愛玩動物用飼料については、その旨

（製造業者等の帳簿の記載事項等）

第五条　法第十条第一項の農林水産省令・環境省令で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

一　愛玩動物用飼料の製造年月日又は輸入年月日

二　製造業者にあっては、次に掲げる事項

イ　愛玩動物用飼料の製造に用いた原材料の名称及び数量

ロ　愛玩動物用飼料の製造に用いた原材料が譲り受けたものであるときは、譲受けの年月日及び相手方の氏名又は名称

三　輸入業者にあっては、次に掲げる事項

イ　愛玩動物用飼料の輸入先国名及び輸入の相手方の氏名又は名称

ロ　輸入した愛玩動物用飼料の荷姿

ハ　輸入した愛玩動物用飼料が製造された国名及び製造業者の氏名又は名称並びに原材料の名称

2　法第十条第二項の農林水産省令・環境省令で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

一　愛玩動物用飼料の譲渡しの年月日

二　譲り渡した愛玩動物用飼料の荷姿

3　法第十条に規定する帳簿は、当該帳簿に最終の記載をした日から起算して二年間保存しなければならない。

（身分を示す証明書の様式）

第六条　法第十二条第二項に規定する職員の身分を示す証明書は、様式第二による。

附　則

この省令は、法の施行の日（平成二十一年六月一日）から施行する。

附　則（平成三〇年三月一日農林水産省・環境省令第一号）

この省令は、公布の日から施行する。

附　則（令和元年七月一日農林水産省・環境省令第六号）

この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

附　則（令和三年四月三〇日農林水産省・環境省令第三号）

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2　この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、合理的に必要と認められる範囲内で、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

様式第１（第２条関係）
イ

愛玩動物用飼料 （製造／輸入） 業 者 届

年　　月　　日

農林水産大臣　殿
環 境 大 臣　殿

住所
氏名

下記のとおり愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律第９条第１項（第２項）の規定により届け出ます。

記

１　氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
２　製造業者にあっては、愛玩動物用飼料を製造する事業場の名称及び所在地
３　販売業務を行う事業場及び愛玩動物用飼料を保管する施設の所在地
４　製造又は輸入に係る愛玩動物用飼料が使用される愛玩動物の種類
５　愛玩動物用飼料の製造又は輸入の開始年月日
６　輸出用として製造又は輸入する愛玩動物用飼料については、その旨

（日本産業規格　Ａ４）

ロ

愛玩動物用飼料 （製造／輸入） 業者届出事項変更届

年　　月　　日

農林水産大臣　殿
環 境 大 臣　殿

住所
氏名

さきに　　年　　月　　日付けで愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律第９条第１項（第２項）の規定により届け出た事項に下記のとおり変更を生じたので、同条第３項の規定により届け出ます。

記

１　変更した事項
２　変更した年月日

（日本産業規格　Ａ４）

ハ

愛玩動物用飼料 （製造／輸入） 業者事業廃止届

年　　月　　日

農林水産大臣　殿
環 境 大 臣　殿

住所
氏名

さきに　　年　　月　　日付けで愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律第９条第１項（第２項）の規定により愛玩動物用飼料 （製造／輸入） 業者の届出をしたが、　　年　　月　　日限りで事業を廃止したので、同条第３項の規定により届け出ます。

（日本産業規格　Ａ４）

ニ

愛玩動物用飼料 （製造／輸入） 業者事業承継届

年　　月　　日

農林水産大臣　殿
環 境 大 臣　殿

住所
氏名

さきに　　年　　月　　日付けで愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律第９条第１項（第２項）の規定により届出がなされていた （製造／輸入） 業者の地位を承継したので、同条第５項の規定により届け出ます。

１　承継年月日
２　被承継者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
３　承継の原因

（日本産業規格　Ａ４）

様式第２（第６条関係）

（表）

第　　号

愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律第12条第２項の身分証明書

写真

官職及び氏名

生年月日　　年　　月　　日

年　月　日発行

身分証明書　発行者名

（裏）

愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律（抄）

第12条　農林水産大臣又は環境大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、製造業者、輸入業者若しくは販売業者又は愛がん動物用飼料の運送業者若しくは倉庫業者の事業場、倉庫、船舶、車両その他愛がん動物用飼料の製造、輸入、販売、輸送又は保管の業務に関係がある場所に立ち入り、愛がん動物用飼料、その原材料若しくは業務に関する帳簿、書類その他の物件を検査させ、関係者に質問させ、又は検査に必要な限度において愛がん動物用飼料若しくはその原材料を集取させることができる。ただし、愛がん動物用飼料又はその原材料を集取させるときは時価によってその対価を支払わなければならない。

２　前項の規定により立入検査、質問又は集取（以下「立入検査等」という。）をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

３　第一項の規定による立入検査等の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

４・５　（略）

第19条　次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一・二　（略）

三　第十二条第一項又は第十三条第一項の規定による検査若しくは集取を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又はこれらの規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

備考　この身分証明書の様式の大きさは、日本産業規格Ａ６とする。